

事務連絡
令和3年3月17日

関係各位

鹿沼市長 佐藤 信
(公印省略)

工事請負契約におけるインフレスライド条項について（通知）

日頃より、市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

市では、県の令和3年2月26日付け監第351-3「インフレスライド条項の運用について」の通知を準用し、鹿沼市建設工事請負契約書第23条第6項（インフレスライド条項）を適用することとしました。

つきましては、インフレスライド条項の適用を希望する場合は、担当部局とご協議いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象工事 インフレスライド条項の適用条件は、基準日（原則、スライド協議の請求日）以降、残工期が2ヶ月（延伸予定工期を含む）以上ある工事となります。
- 2 その他 インフレスライド条項の運用マニュアルや請求に係る書類の様式はホームページに掲載してあります。